

○医療型児童発達支援給付費

基本部分			注	注	注	注	注
			地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者等任加算(1日につき)
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合	(333単位)	× 965/1000	× 70/100	× 95/100	4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	+51単位
	ロ 重症心身障害児の場合	(445単位)					+51単位
指定発達支援医療機関で行う場合	イ 肢体不自由児の場合	(333単位)					
	ロ 重症心身障害児の場合	(445単位)					
家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)					
事業所内相談支援加算(月1回を限度)			(1回につき 35単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)					
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 30単位を加算)					
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 40単位を加算)					
利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度)			(1回につき 150単位を加算)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき 94単位を加算)				
特別支援加算			(1日につき 25単位を加算)				
送迎加算(重症心身障害児に限る)			(片道につき 37単位を加算)				
保育職員加配加算			(1日につき 50単位を加算)				
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)				
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)				
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)				
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)				
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)				
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)				
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)					
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×146/1000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×106/1000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×59/1000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×90/1000)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×80/1000)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算			(1月につき 所定単位×20/1000)				注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可